

# CBS NEWS

2021年3月1日発行

VOL. 7

春分の候、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。  
平素は、適正な技能実習生受入れにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2020年度も最終月となりました。  
想像以上にコロナの影響が長引き、思うように技能実習生の入国ができず  
大変苦戦した1年となりました。

1日も早く日常生活が戻ることを信じ、新年度も邁進してまいります。

2021年度の実習生受入れ企業の一層のご発展とご活躍をお祈りいたしております。



日本語能力試験の合格通知を受け取った実習生

## Topic 01. 技能実習生の入国・企業配属状況

すでにお伝えしている通り、新規入国については、緊急事態宣言解除後の政府の対応を待つこととなり、入国制限解除後は全国的に多くの技能実習生の入国と現地でのビザ申請が予想されます。

受入れ企業様でご負担いただく入国費用は、入国航空券や入国後の隔離付き講習委託先等によって異なりますので、入国日調整の際にご相談させていただきます。

### 【ベトナム・送出し機関 HTD】

★1社1名の技能実習生 ⇒ 2021年3月19日（金）の入国に向け調整中（入国制限の状況により変更あり）

### 【フィリピン・送出し機関 PEA】

★10名の1号実習生・1名の3号実習生 ⇒ 入国制限解除後に入国日調整

★その他の在留資格認定交付済み実習生は、入国制限解除後より在マニラ日本大使館にてビザ申請予定

### 【フィリピン・送出し機関 RED ARROW】

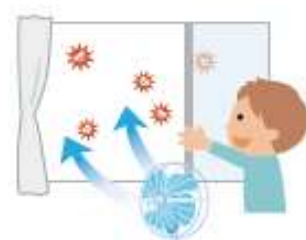
★6名の1号実習生 ⇒ 入国制限解除後に入国日調整

## Topic 02. 技能実習生の宿泊施設の環境について

実習生の宿舎では、掃除や片付けがされておらず、不衛生になって夏場には虫がでたり、カビが発生したりするケースが見受けられます。

特にコロナ禍では定期的に窓を開けて換気をすることで、感染対策となりますし、空気の循環をさせることで、臭いの滞留やカビの発生も防ぐことができます。

必要に応じて扇風機を設置し、夏場の暑さしのぎだけでなく、年中換気のために使用することをおすすめします。組合職員からも実習生との面談時に掃除や換気について指導をします。



厚労省 コロナ

検索

# 定期的に宿泊施設の確認を！

転居される場合は事務局までご連絡ください

技能実習生の宿泊施設の変更をされるケースがあります。

その際は、右図「宿泊施設の適正についての確認事項」をクリックできるか必ず確認が必要です。

現状使用されている宿泊施設についても、適正であるか、清潔であるか、定期的に確認をお願いします。

また技能実習生の給与から控除される「居住費」「水光熱費」は、**実費額を超えてはならない**こととなっています。

監査の際に、雇用契約に記載されている金額と、実際の控除額が合致しているか確認をします。

ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

宿泊施設の適正についての確認事項

確認事項	措置の有無	特記事項
① 宿舍を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取扱う場所の付近を避ける措置を講じていること	□有・□無	
② 2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上（収容人数15人未満は1箇所）設ける措置を講じていること	□有・□無	
③ 適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること	□有・□無	
④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室内積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること	□有・□無	
⑤ 就眠時間を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること	□有・□無	
⑥ 食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること	□有・□無	
⑦ 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること	□有・□無	
⑧ (宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合) 同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること	□有・□無	

## Topic 03. 36 協定届を届け出ていますか？

技能実習生を含め、労働者に時間外労働や法定休日に労働をさせる場合には・・・

### 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度

**1日 8時間** 及び **1週 40時間**

法律で定められた休日

**毎週少なくとも1回**

これを超えるには、**36協定の締結・届出**が必要です。

### ★ 36 協定の締結

### ★ 所轄労働基準監督署長への届出

の2点が必要です。

すでに労基署より送付されている企業様もあるかと思いますが、2021年4月1日より36協定届の様式が新しくなります。

4月1日以降に届け出をされる場合はご注意ください。届出がお済みになりましたら、写しを事務局まで送付ください。

以下のサイト又はQRコードにて検索可能です◎

36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式 🔍 検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件 🔍 検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子 🔍 検索



**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署** (2020.12)

### ■ 書類の記載内容に変更・訂正がある場合は、必ずご連絡ください！

よくある変更事項：代表者、登記役員、社名、本社所在地、宿泊施設の住所、技能実習生の待遇全般、など

### ■ 技能実習生の労務管理や実習指導などで、お困りごとがありましたらご相談ください。

#### 【発行】

セントラルビジネスサポート協同組合

441-8014

愛知県豊橋市花田二番町 83-2 甲貴ビル 3 階

TEL: 0532-39-5505 / FAX: 0532-39-5515

E-mail: office@cbs-japan.com

#### 【参考】

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

HP: <https://www.otit.go.jp/>

技能実習関係法令や新型コロナウイルス感染症について

案内が掲載されています。